

平成29年7月10日農業委員会議事録

- 1 開会日時及び場所 平成29年7月10日 午後3時15分
市役所 第一委員会室
- 2 閉会日時 平成29年7月10日 午後4時30分
- 3 委員氏名

(1) 出席者

西 茂太郎	篠崎 勝義	澁田 幸広	水野 賢二
矢野 秀樹	中野 晃	安武 正一	三輪 順一
澁田 一吉	中野 喬輔	松尾 秀志	青柳 治幸
青柳 茂	水上 哲実	松崎 富雄	原 月江

吉住三千代

(2) 欠席者（1名）

渡 秀孝

4 議事に参与した者

事務局長	牟田口政和
係長	進 誠剛
係	三原 昌代
農政係	小嶋 勉
農政係	松永健太郎

5 会議に付した事項

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第2号議案 市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について
- 第3号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（案）の決定について
- 第4号議案 農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について

午後3時15分開会

○事務局長 XXXXXXXXXX 皆さん、こんにちは。現地確認、大変お疲れさまでございました。

本日、平成29年7月期農業委員会議案は、第1号議案から第4号議案までとなっております。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日の出席委員数を報告させていただきます。皆様方にも御案内のとおり、
委員が平成29年6月末をもって任期満了を迎えております。改正農業委員会法に基づき、
補充をしないと。来年の8月1日、新しい農業委員会体制まで補充をしない形ということで御
案内をさせていただいておりますので、29年7月以降の農業委員会につきましては、総勢
18名ということで構成をさせていただくことを、改めて御報告を申し上げたいと思います。

なお、本日、委員の欠席の連絡をいただいておりますことから、本日の農業委員会の出
席委員は17名でございます。古賀市農業委員会会議規則第7条に規定された過半数の要件を満
たしておりますことから、総会の成立がなされたということを御報告させていただきます。

続きまして、議長の指名でございますが、会議規則第4条の規定により、会長が議長を務める
ことになっておりますことから、以降、議事進行につきましては、会長にお願いをいたしたいと
思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（君） こんにちは。現地視察、どうも御苦労様でした。先日の暑い中、軽トラ
で頑張ってもらいまして、本当、ありがとうございます。ちょっと今一つという懸念もありまし
たけど、無事に終わってよかったんじゃないかなろうかと思っております。田植えも終わり、ちょっとひ
と段落ついておるような状況だと思いますが、この暑い中、体を壊さないように農作業に頑張っ
てもらいたいと思います。よろしくお願いします。

では、ただいまから平成29年7月期の農業委員会、開催いたします。

○議長（君） 本日の議事録署名人は委員と委員さんでお願いいたします。

○議長（君） では、議案に入らせてもらいます。

第1号議案農地法第3条の規定による許可申請について。整理番号2番、事務局、説明お願
いたします。

〔議案朗読〕

○係 それでは、第1号議案、農地法第3条の許可申請、番号2について御説明
いたします。議案書1ページをごらんください。

今回の内容は、申請人が申請地を贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくとい
った内容でございます。

まずは、申請人の御説明をさせていただきます。

申請人はさん、年齢62歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。

農業従事年数は約30年ほどと伺っております。現在の農業経営状況は、水稻及び野菜を作付されていらっしゃるようです。お持ちの農機具等でございますが、トラクター、田植え機、コンバインを各1台ずつ所有していらっしゃるようです。

続きまして、位置図の御説明をさせていただきます。議案書の3ページをごらんください。

まず、こちらにつきましては、筵内の堤ノ下の■■■■番でございますが、こちらの農地につきましては、県道町川原赤間線鷺白橋交差点の南側に位置します斜線分1筆でございます。

続きまして、4ページをごらんください。こちらが茶ノ木谷にあります3筆になりますが、この3筆につきましては福岡県馬術競技場の北東に位置します斜線部3筆でございます。

続きまして5ページをごらんください。こちらにつきましては宝満の1筆■■■■番■■■■となっておりますが、こちらは筵内でございます都筵内会館の南東に位置します斜線部1筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画について、御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしましては、田として現在、水稻作付しております4筆にはそのまま水稻を、畑1筆につきましては野菜を今後も作付していきたいということでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。申請人の現在の耕作面積は6,154平米で、今回、同一世帯内での贈与となりますので、耕作面積の移動はありませんことから、そのまま6,154平米であり、50アール要件を満たしております。あわせて地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたが、何かありましたら。何かないですかね。親子間の贈与ですから、何も問題ないと思っておりますので。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（■■■■君） 採決を取りたいと思っておりますが、よろございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（■■■■君） では、第1号議案、番号2に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（■■■■君） 全員賛成。ありがとうございます。原案どおり可決しました。

続きまして、第1号議案、番号3、事務局説明お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係■■■■ それでは、第1号議案、農地法第3条の許可申請、番号3について御説明させていただきます。

今回の内容は、申請人が申請地を贈与によって所有権を移転し、農地として使用していくとい

った内容でございます。

まずは申請人の御説明をさせていただきます。

申請人は■■■■さん、年齢60歳、古賀市内で農業をされていらっしゃる方でございます。農業従事年数は約6年ほどと聞いております。現在の農業経営状況は水稻及び野菜を作付されていらっしゃるようです。所有の農機具等でございますが、草刈機及び乾燥機を2台ずつ、軽トラック、田植え機、耕運機をそれぞれ1台ずつ所有していらっしゃるようです。

続きまして、位置図の御説明をさせていただきます。まず、議案書の6ページをごらんください。

こちら6ページに記載しておりますのは、字貝地にあります3筆でございます。こちらは古賀市立小野公園の南側に位置します斜線部2筆及び少し小さい黒塗りの部分1筆の計3筆でございます。

続きまして、7ページをごらんください。

こちらの、まず苦桃の■■■■番から■■■■番までの3筆でございますが、こちらは大根川にかかります麦田橋の北側に位置します斜線部2筆及び黒塗り部分1筆でございます。また、苦桃の■■■■番につきましては8ページをごらんください。こちらにつきましても同じく大根川にかかります麦田橋の北側に位置します斜線部1筆でございます。

7ページにお戻りください。

麦田ノ下の4筆につきましては、同じく大根川にかかります麦田橋の南西に位置します斜線部3筆及び黒塗り部分1筆でございます。

続きまして、今後の申請地に対する営農計画を御説明させていただきます。

今後の申請地に対する計画といたしましては、現在、田として水稻作付している筆にはそのまま水稻を、畑として野菜を作付している筆には野菜を作付していきたいとこのことでございます。

最後に、下限面積の御説明をさせていただきます。申請人の現在の耕作面積は1万5,802平米で、今回、申請になっております8,125.36平米も耕作しておりますので、耕作面積の移動はありません。よって、50アール要件を満たしております。

あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたけど、何かありましたら、■■■■委員、どうぞ。

○委員（15番 ■■■■君） この資料の2ページですけども、都市計画区域の欄は市街化調整区域となっておりますけども、どうでしょうか、おかしいと思っておりますが。

○議長（ 君） 事務局。

○係 ただいま委員御指摘がありました都市計画区域、準都市計画区域でございます。こちら誤記載がありましたので、こちらについては差しかえをさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

以上です。

○議長（ 君） ほかに何かないですか。 委員、ございました、それで。ほかに何かないですか。ちょっと聞きたいんやけど。 さんはこの土地を借らんでどのくらいつくってるん。

○係 ただいまの御質問にお答えいたします。今回、贈与を受けますこちらの筆を除きますと、約7反を耕作されていらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（ 君） 何かないですか、ほかに。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ採決とらせてもらってようございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第1号議案、整理番号3について賛成されます方は挙手願います。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成。原案どおり可決いたしました。ありがとうございます。

.....

○議長（ 君） 続きまして、第2号議案市街化調整区域および都市計画区域外における農地法第5条の規定による許可申請について。番号11から事務局、お願いいたします。

〔議案朗読〕

○係 それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号11について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条で申請地を売買によって所有権を移転し、自己用住宅を建築するといった内容でございます。

それでは、今回の申請の内容について、御説明させていただきます。

まず、申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

続きまして、位置図の御説明をいたします。議案書の14ページをごらんください。

申請地は現地でも御確認のとおり、筵内にございます筵内公民館の南西に位置します斜線部1筆でございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。こちらの位置図をごらんいただきますと、申請地の南

側は宅地と面しておりますが、東側、西側、北側の一部にかけて10ヘクタール以上の広がりがあることから、第1種農地ではないかと事務局では判断しております。

ここで、第1種の例外規定について御説明させていただきます。農地法施行規則第33条には、不許可の例外という記載がございます、こちらの第1号第4項に住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの、また、こちら括弧書きで敷地面積が概ね500平方メートルを超えないものに限るという記載がございます。

今回の申請地につきましては、周囲に、まず南側に宅地、北東側に宅地、そして南側の今回、この14ページに記載しております宅地のまたさらに西側のほうにも宅地に接続しており、こちらで一団の集落を形成しておるところでございます。よって、こちらの第一種の例外規定に当たるとはではないかと事務局では判断しておるところでございます。

続きまして、計画図の御説明をさせていただきます。議案書の15ページをごらんください。

今回の計画は、自己用住宅建築に関する計画図面が示されておるところでございます。

まず、乗り入れ口に関しましては、東側の市道1カ所からとなっており、駐車場を4台分確保する計画となっております。また、周囲にはコンクリートブロックを設け、土砂等の流出がないようにする計画となっております。

では、次に雨水・雑排水関係について御説明をさせていただきます。

まず、住宅の周囲には雨水枥を設け、前面道路の既設雨水側溝へ排出する計画となっております。

次に、汚水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。汚水及び雑排水につきましては、前面道路東側の市道に下水管が接続しておりますことから、前面道路の下水管を通じて排出する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。16ページをごらんください。

今回、まずX-X'断面とY-Y'断面の2つにこちらの15ページを見ていただきますと、北から南にかけてがX-X'断面、西から東にかけてY-Y'断面となっておりますが、今回の計画ではX-X'断面について最大50センチ、Y-Y'断面については最大24センチの盛土をする計画となっており、切土については今回、発生いたしません。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。今回は無条件承諾ということで、平成29年6月25日付の承諾書の提出がっております。あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議よろしくお願いたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたので、地

元の 委員さん、説明をお願いいたします。

○委員（6番 君） この案件につきましては、6月25日農地の開発委員会を行いまして、無条件ということで水利承諾書等々の捺印を行っております。

以上でございます。御審議をお願いいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま地元委員さんの説明、終わりましたが、何かありましたら。何かないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら採決取りたいと思いますが、よろございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第2号議案の番号11に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成で原案どおり可決いたしました。

続きまして、同じく第2号議案、番号12。事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係 係 それでは、第2号議案、農地法第5条の許可申請、番号12について御説明いたします。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の契約で売買を行い、建売住宅を建築するといった内容でございます。

本件につきましては、こちらの4筆について農振農用地であったことから、平成29年の1月期の定例農業委員会にて審議を行っていただき、平成29年5月30日付で除外の決定公告を行った案件となっております。

それでは、今回の申請の内容について、御説明をさせていただきます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げられたとおりでございます。

では、位置図の御説明をいたします。議案書の17ページをごらんください。

今回の申請地は現地でも御確認のとおり、県道町川原福岡線小竹口交差点の東側に位置します斜線部3筆及び黒塗り部分1筆、合計4筆でございます。

なお、今回、申請のっております農地面積は4,254.43平米でございますが、市有地の払い下げ等は89.01平米あることから、これらを含みました総計画面積は4,343.44平米となっております。

次に、農地区分の御説明をいたします。こちらの位置図をごらんいただきますと、今回の申請

地は北側、東側、南側の一部が宅地による分断、南側から西側にかけて一部農地の広がりがございますが、こちらは他地目及び段差による分断があることから、10ヘクタール未満の広がりであるのではないかと考え、第2種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の18ページをごらんください。

今回、こちらの18ページには、建て売り住宅建築に関する図面が示されておるところでございます。なお、18ページにつきましては、こちらの土地利用計画図で道路等でございますが、19ページに雨水排水計画図が含まれております。

まず、18ページをごらんください。今回、建売住宅の計画は、19戸を建築する計画となっております。各戸ごとにL型の擁壁を打ち、土砂の流出がないようにする計画となっております。また、こちらのグレーになっている部分は、新しくできます新設の道路となっております。少し黒くなっている部分につきましては、こちらは新しく公園を設ける計画となっております。

また、各戸ごとにそれぞれ新しくできます新設の前面道路側からの乗り入れをする計画となっております。

では、雨水及び雑排水関係について御説明をさせていただきます。19ページのほうをごらんください。18ページと19ページを見比べていただきまして、今回できます新しい新設の道路沿いには全て両側にかけて新設の水路をつくる計画となっております。

まず、雨水につきましては各戸ごとに建屋の周囲に溜槽を設置いたしまして、新設の前面道路側溝へ排出いたします。

次に、汚水雑排水関係について御説明をさせていただきます。汚水及び雑排水関係につきましては、各戸ごとに合併浄化槽を設け、また同様に前面の新設道路側溝へ排出する計画となっております。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。議案書の20ページをごらんください。

今回、わかりやすいのが18ページのほうに縦横断の線が入っておりまして、ナンバー1、2、3及びナンバーAの4方向についての縦横断図が示されておるところでございます。

切土及び盛土につきましては、まずこちらの一番上のA-A'断面につきましては、最大140センチの盛り土及び最大229センチの切り土、2番目のナンバー1-ナンバー1'におきましては最大121センチの切土、ナンバー2-2'においては最大115センチの盛り土及び229センチの切土、一番下のナンバー3-3'におきましては最大108センチの切土及び最大167センチの盛り土をする計画となっております。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。

今回は無条件承諾ということで、平成29年6月21日付の承諾書の提出がっております。

あわせまして地元農業委員会さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上です。御審議よろしくお願ひいたします。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元の中野委員さん、御説明をお願いいたします。

○委員（10番 君） ただいま事務局より説明していただきましたとおり、先月、地元水利委員会を開催いたしました。この案件は指導要綱時あるいは農振の除外時にも地元で水利委員会を開催し、指導要綱時にいくつかの条件を、条件というかお願ひ事をしたんですが、それを完全に満たしていただいておりますので、無条件で承諾しております。よろしく御審議お願ひいたします。

以上です。

○議長（ 君） ありがとうございます。ただいま地元の委員さんの説明が終わりました。何かありましたら。何かないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決を取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、第2号議案の番号12に対して賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成。原案どおり可決いたしました。

続きまして、第2号議案、番号13、説明お願ひいたします。

○係 第2号議案の番号13の朗読に入ります前に、今回、前回の太陽光パネルの計画の2期工事となっておりますが、今回も同様に筆数及び面積が多くなっておりますことから、読み上げについては合計の筆数、合計の地権者数等、あと面積、転用物面積、転用目的及び構造、契約の種類等で御説明をさせていただきたいのですが、よろしゅうございますでしょうか。

○議長（ 君） はい、結構です。

○係 ありがとうございます。

それでは、第2号議案の番号13について御説明をさせていただきます。

こちらにつきましては10ページから13ページまで記載をされておまして、今回の申請人は、有限会社 代表取締役、今回、転用のあります地番につきましては、青柳の日野、乙石、立浦にかかってございまして、合計が33筆、地権者が16名でございます。面

積及び転用物面積は3万3,227平米でございます。13ページの下から2段目をごらんいただきますと、こちらの■■■■番■につきましては1筆のみ賃貸借契約となっております。残りの22筆については売買となっております。なお、こちらの■■■■番■につきましては、こちらは水路をつくる部分となっております、こちらは永年の賃貸借契約となっております。

都市計画区域につきましては、全て市街化調整区域でございます。位置図が21ページ、計画図が22から26ページとなっております。

失礼しました、売買について、先ほど私のほうが22筆と申し上げたようですが、32筆が売買でございまして、1筆が賃貸借契約となっております。

それでは、第2号議案の番号13について御説明をさせていただきます。

今回の申請は、申請人が農地法第5条の申請で、32筆が売買、1筆が賃貸借契約でございますが、太陽光発電所を設置するという内容でございます。

では、今回の申請の内容について御説明させていただきます。

今回の計画地につきましては、計画総面積が4万6,644平米、うち農地が3万3,227平米含まれる計画でございまして、土地代を含む総工事費は約8億6,470万円となっております。

今回、青柳の台帳現況ともに畑が33筆でございます。

申請人等につきましては、先ほど朗読で読み上げたとおりでございます。

次に、位置図の御説明をいたします。議案書の21ページをごらんください。

今回の申請地は、現地でも御確認のとおり、青柳にあります県道町川原福岡線小竹口交差点の北東に位置します地図上の斜線部分でございます。

次に、農地区分の御説明をいたします。こちら21ページの位置図でごらんいただきますと、今回の申請地の西側につきましては、既に太陽光パネルが設置されておまして、他地目による分断となっております。東側及び南側には一部農地の広がりがありますが、宅地により分断されております。また、北側には一部ミカン畑を含む農地が広がっておりますが、現地でも御確認のとおり大きな段差による分断がございますことから、10ヘクタール未満の広がりである、よって第2種農地ではないかと事務局では判断しております。

次に、計画図の御説明をいたします。議案書の22ページと、別途お配りしております資料1、こちらを両方ごらんいただければというふうに思っております。

まず、22ページ、議案書のほうをごらんください。今回の計画は、太陽光発電所についての計画についてが示されております。こちら22ページの赤く囲んでいる線が全体の計画地となっております。

まず、乗入口につきましては、県道町川原福岡線側から2カ所となっております、1カ所目

が22ページの左下のほうに②門扉6メートルと書いたところがおわかりになれますでしょうか。こちらのすぐ東側、ちょうど赤い線のところがございますが、こちらが県道の乗り入れ口の1カ所目でございます。

2カ所目につきましては、こちら調整池が青く薄く色づけされておるところがございますけれども、こちら22ページの一番下のところに門扉①W6メートルと書いたところがございます。こちらにつきましては調整池の乗入口というふうになっております。

次に、資料1のほうをあわせてごらんください。

今回、こちらの資料1、ちょうどA3になっております資料でございますが、こちらの赤、オレンジの部分と青い部分につきましては、それぞれ太陽光パネルを設置する場所でございます。

まず、調整池以外の法面にかけては9,888枚のパネルを設置し、総電力は2,620.32キロワット、また前回の計画と同様に、調整池にも支柱を立ててパネルを設置いたしますが、こちら調整池のほうの枚数が1,232枚、総電力は326.48キロワットとなっております。

では、22ページ、議案書のほうにお戻りください。

こちらの図面について、簡単に御説明をさせていただきます。

まず、図面の薄緑の網かけ部分、こちらにつきましては法面の保護となっております。また黄色い部分につきましても法面でございますが、薄い青い部分と薄い黄色の部分、こちらが法面になっているというふうに見ていただければというふうに思っています。また、ちょうど中央当たりの少しピンクから肌色がかった部分でございますが、こちらは全て太陽光パネルを設置する面となっております。

また、先ほども申し上げましたように、一番南側、県道側の薄い青色の部分が、こちらが調整池となっております。こちらの調整池につきましては、ほぼ全ての計画池からの水が流入する計画となっております。こちらの調整池につきましては5,702平米の広さがあり、深さ、深度につきましては45センチ、最深部につきましては50センチとなっております。こちらの調整池から既設水路3方向へ接続・放流する計画となっております。

こちらの調整池からの水の出口につきましては、わかりやすい図面が26ページについておりますので、こちらを少々見ていただければというふうに思います。また、資料1の2ページ目、A4の紙になりますが、こちらが水の流れをわかりやすいように記載したのとなっております。

先ほど申し上げましたとおり、調整池からは3方向の水の流出がございます。まず、26ページを見ていただきまして、1番目のところがこちら県道沿いのところの①門扉6.0メートルと記載したところがございます。こちらから県道にかけて点線で暗渠を通じておりますが、こちらにつきましては資料1と見比べていただきますと、資料1の①の実践から赤い点線にかけてのところが、こちらの水の流れとなっております。

続きまして、2つ目の排水放流口でございますが、資料1におきましては②と書いた部分でございます。こちらは県道沿いの調整池のところに排水等②、調整池の中に排水等②と書いた部分がございます。こちらから暗渠管を通じて県道の下を点線で入れている部分がございますが、こちらは資料1のほうの②の部分でございます。そして③、3つ目の流入放流口でございますが、こちらにつきましては調整池の平面図、こちらの調整池の一番東側でございますが、U字側溝が3カ所合流している部分がございます。こちらから配水管を通じて記念碑の前を通って入るルートでございますが、こちらにつきましては資料3の③で実践でつけている部分でございます。こちらの資料につきましては、既設水路を青の実践で塗っておるところでございますが、最終的に合流しまして青柳川のほうへ流出する流れとなっております。

なお、こちらの流量計算等につきましては、福岡県の開発資料に記載されている基準をもとに流量計算されたものとなっております。また、後で御説明をいたしますが、水路については2カ月に1回、調整池については半年に1回、業者が訪問する等の管理運営を行うことで、地元と協定書が交わされております。

次に、切土及び盛土について御説明をさせていただきます。こちらの切土及び盛土につきましては、23ページから25ページに記載しております。切土及び盛土の最大の高低差について御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、切土につきましては23ページに記載しております上から2段目のナンバー2の横断図でございます。ナンバー2の横断図では、最大8.5メートルの切土が発生する計画となっております。また、次に一番大きな盛土部分でございますが、24ページをごらんください。こちらの上から3段目の図面でございますが、ナンバー4と書いた図面でございます。こちらの黒く塗っている部分で、最大8メートルの盛土をする計画となっております。

また、今回の計画では、その他被害防除につきましては、法面保護及び防護柵の設置が捉えておるところでございます。

最後に、地元水利関係承諾書について御説明をさせていただきます。今回は無条件承諾ということで、平成29年5月14日付の承諾書の提出がっておりますが、別途、同日付で青柳行政区と協定書を交わされております。よって、こちらの協定書について読み上げをさせていただきます。

協定書につきましては、第1条から第15条までとなっております。

第1条、太陽光発電所施設に起因する災害の発生については、乙は[REDACTED]、申請者でございます。申請者が責任を持って災害を復旧するとともに、被害者に対して被害を弁償する。

第2条、太陽光発電所に設置する調整池は、申請者の責任において維持管理する。

第3条、申請者は太陽光発電所からの流水により、水路周辺の農地や道路、宅地に被害を及ぼ

することがないように調整池の排水量を調整する。

第4条、太陽光発電所敷地については除草剤を使用せず、申請者が草刈りにて対応する。

第5条、申請者は実測に基づいた詳細設計を行い、関係図面を青柳区開発委員会に提出する。青柳区開発委員会は精査後に関係図面に押印する。工事完了後、計画図面と齟齬がないか、両社立会いのもとに現地をチェックする。

第6条、申請者が太陽光発電所用地を第三者に譲渡する場合や太陽光発電以外の用途に転用する場合は、法令を遵守することはもとより、地元の開発委員会の了解並びに古賀市担当部署との協議成立後に行う。

第7条、申請者は太陽光発電用地に産業廃棄物を持ち込まず、持ち込ませないこと。

8条及び9条については、区費関連のことでございますので割愛をさせていただきます。

第10条、本開発事業により設置した雨水排水工作物は、2カ月に1回、調整池については半年に1回、乙が管理を行うものとする。その証として地元業者である■■■■株式会社と申請者との間で管理契約書を取り交わし、年1回、青柳区へ■■■■株式会社を通じて事業報告を行うものとする。

第11条、本開発に起因する隣接地権者及び地区住民とのトラブルは、申請者が責任をもって対応し、解決する。

第12条、調整池からの流末排水施設は3方向へ分散し、排水する。

第13条、想定外の降雨量により本計画地により流出した水や土砂災害についても申請者は責任を持って被害の弁償を行い、災害を復旧する。

第14条、申請者は現在及び将来にわたって本事業に反社会的勢力はかかわらせないこと。

第15条、上記条項にない事案が発生した場合は、申請者は誠意をもって問題の解決に努力する。

以上、15条からの協定書を同日平成29年5月14日に締結されていらっしゃいます。

あわせまして、地元農業委員さんの署名捺印をいただいていることから、事務局で受理しております。

説明は以上でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（■■■■君） ありがとうございます。

ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元の■■■■委員さん、御説明をお願いいたします。

○委員（12番 ■■■■君） 今、事務局からの説明がありましたとおりですけど、太陽光発電施設建設ということで第2期工事となっております。第1期工事の東側に位置する場所でございます。

それから、これに関しましては、開発委員会を28年12月17日、29年4月12日、

29年5月12日、それから地元への説明会が29年の2月15日に実施されております。開発委員会におきまして、1期工事の実績を踏まえて審議しております。無条件承認ということなんですけども、それに関しましては先ほど説明がありました開発にかかわる条件というものを協定書を作成してちゃんと守るようにお互いに協力するということになっております。

以上、審議よろしくをお願いします。

○議長（ 君） ありがとうございます。今、地元委員さんの説明終わりました。何か御意見家ありましたら。 委員、どうぞ。

○委員（10番 君） この排水の地図、これの位置、赤の鉛筆で書いてある位置のとこ、ここ、道路を横断して暗渠管を入れると。現在、これは第1期工事の分では使われてないわけですね。それと、この暗渠管、新しく入れるわけですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ ） ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

今回の暗渠管につきましては、こちらは過去から既設で入っておるものでございまして、第1期工事の際にも既設で使用しているものと同じ場所を通るルートとなっております。

以上でございます。

○議長（ 君） どうぞ。

○委員（10番 君） これを、どうして青柳のこの図面のとおりですね、この水路に行くということは、この水路は大丈夫なんですかね。今でも大雨のときはかなりの水かさになってると思うんですけど、今現在、大雨のときはある程度の水かさになってるんですけど、この部分はこれにプラスになるということ、これ大丈夫ですか。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ ） ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

今回の水路放流につきましては、古賀市の建設課のほうで道路の水路管理をしておりまして、こちら所管課のほうと過去6度、協議を行ってきております。また、都市計画の指導要綱の中でもこちらの水路の流量計算等について協議を行ってまいりまして、所管課としてもこちら流量計算をもとにはじかれたもので、特段、こちらについて異論がないということで、最終的にこちらの水路放流について合意をしたという経緯を伺っております。

以上でございます。

○議長（ 君） ようございますか。 委員、どうぞ。

○委員（12番 君） 今の排水路の件でちょっと確認なんですけども、資料の確認なんですけども、この資料1の2枚目の小さいほうのA4ですかね、先ほど説明がありました、①につきましては既設を使われての話でしたか。

○係 () ①につきましては、もう過去に、既にこちら管のほうが入っておりますので、既設と言えば既設となる、1期工事の際に管が入っておりますので、こちらについては既設管となっております。

以上でございます。

○委員 (12番 () 君) そうしますと、ここは赤色で、調整池からの放流、失礼しました、既設水路は青で書いておりますので、これは①というのは青でもあるわけですかね。

○議長 () 君) 事務局。

○係 () 君) ただいま委員御指摘がありましたとおり、前回の工事の際にこちらの管が入っておりますので、既設といえば既設でございますので、青色であってもおかしくないといったことでございます。失礼いたしました。

以上でございます。

○議長 () 君) ようございますか。ちょっといいですか、これ、1期工事の水の流れはどういうふうになっとるんかな。事務局。

○係 () 君) ただいまの御質問にお答えいたします。

1期工事の水の流れにつきましては、ちょっとこちらの図面が入り切るところがないので、非常にわかりにくいのですが、よろしければ21ページをごらんいただければというふうに思っております。

こちらの21ページの今回、縦線になっている部分が施工区域となっておりますが、こちらのすぐ西側の斜めの点線が引いてある部分、こちらについては第1期工事で作られた部分でございます。こちらの調整池につきましては、まず北側と南側と両方向に分かれておまして、北側の水路については今回、非常にわかりにくいので北側から集落のほうへ抜けるというような御説明をさせていただきたいと思いますが、南側につきましては調整池のちょうどこちらの股になっている部分があると思うんですが、小竹口の信号のすぐ右斜め上、こちらのほうの調整池と、あとちょうど今回の施工区域の斜線部とこの点線が重なっている部分がございます。こちらの重なっている部分につきましては、こちらの水路はもう当初から県道の下を走っております既設管がございます。こちらのほうを通じて県道町川原福岡線を暗渠で横断いたしまして、それから県道沿いのほうにございます既設側溝のほうを通じて、最終的に資料でお出ししております水路のほうへ流入しております。これでよろしゅうございますでしょうか。

○議長 () 君) 説明はわかりましたけど、果たしてこれ、両方の調整池から水がはけるんですかね。両方、2つ。事務局。

○係 () 君) ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほどもちょっとお答えをさせていただきましたが、今回、1期工事分の及び2期工事の山側

から流出する水、両方が入ることから、担当課所管課のほうで協議を重ねてまいりまして、流量計算表をもとに最終的に事足りるということで、こちらへの水路放流を認めたというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（ 君） わかりました、しか言いようがないですな。本当は怖いと思うんですけどね。ここの水の面積からいったら、 委員、どうぞ。

○委員（10番 君） その水の件ですけども、昨年、この青柳を通ってる川、水路、この青じゃない、県道の横、今はもうこれ、暗渠になつとるかね。それに合流するんでしょう、これ。そしたら、去年の秋に、あそこ、五所八幡宮の入り口、あそこやらが冠水したわけですよ、去年の秋の雨で。そういうこと考えたら、今度、余計に水が集まって来るんじゃないですかね、そこは大丈夫。

それと、もう1つ、まあ話に聞いたんですけど、この、きょう、現地確認していたときに、前に花屋さんがあったと思いますけど、そこにも去年、雨が、水が降り込んだと、入り込んだという話を聞いてるんですよ。その被害というのは、今よりももっと大きくなると思うんですね。そういうこと考えたら、大丈夫なんですかね。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） ただいまの御質問にお答えいたします。

まず、ちょっと先に2点目のお花屋さんの前というところのお話からさせていただきたいと思いますが、こちらのお花屋さんの前に水が流入しておる部分につきましては、その向かいの部分、ちょうど交差点、T字の交差点になっておりますが、こちらの向かいの部分が現在、雑種地になっておるところでございます。こちらのほうからの水が流れたのか、もしくは第1期工事に起因するものかという原因の特定はちょっとできませんことから、こちらについてはちょっとなかなか回答が非常にしにくいかなという部分はございますけれども、確かに委員おっしゃいますとおり、第1期工事分及び今回の部分2カ所からの水が流入するというところでございますが、今回の計画では基本的には1系統、こちらの資料についております①と②のほうからの排出が基本になっているというふうに聞いております。

まず、③のほうについては、こちらについては開け閉めを行うということで、業者のほう、今回、管理をされます さんのほうが大雨が降った際にこちらのバルブを調節するというふうに聞いております。今回、5,207平米の貯水池でございますので、こちらの①、②につきましても水量を調整しながら、こちらの既設水路のほうへ排出する計画であるというふうに伺っております。よって、委員御心配されております流量計算以上に、水のほうが多くなるのではというところにつきましては、こちらはバルブを使って開け閉めを行われるということで聞いてお

りますし、また所管課のほうでもそれをもとに協議を行った結果、最終的に合意をしておりますので、そちらについては心配がないのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（ 君） ほかにようございますか。ほかに何かないですかね。 委員。

○委員（10番 君） 第1期工事から既に完了したと思いますが、何かこうクレームとか事故が起こった案件は今のところ起こってないということですかね。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） ただいまの委員の御質問にお答えいたします。

今の段階では農業委員会及び都市計画課のほうに指導要綱を行っておりますので、所管課である都市計画課のほうにクレーム等というのはございませんでした。今回、ちょっと大雨が降りましたので、以前の第1期工事のほうの貯水池のほうも同様に、最大50センチの深さを取っておりますので、雨の日に、私が実際、水が漏れていないかというのは確認させていただきましたが、道路のほうに調整池からそのまま噴き出しているといったようなことは見受けられませんでしたので、こちらについては御報告という形でさせていただきます。

以上でございます。

○議長（ 君） ようございますか。ほかに何かないですか。 委員、どうぞ。

○委員（12番 君） 説明の段階で、流量計算されたというところなんですけども、流量計算が実際にどのくらいの雨量での計算が最大雨量、最大値なのかというのが、この集落のこの村中を通る水路になりますので、その辺のところ、はっきり、地元のほうに言うとかないと、想定外でございましたと、結果的にもう水害出ましたということにならないように、その辺のところは、ただ市農業委員会としても合法的に計算されたから仕方がないということも当然なんだろうけども、想定外のことが当然考えられますので、そういったところも先ほどの契約書じゃない、協定書あたりにも具体的な数値的なものが出てないんで、少しちょっと懸念される場所なんです。その辺のところを事務局としてもしっかり地元との調整を果たした上で、最終的にゴーサインを出すということが望ましいと思います。

○議長（ 君） 事務局。

○係（ 君） ただいま委員、御指摘・御意見いただきました流量計算の件でございますが、こちら控えのほうは所管課のほうが持っております、私も確認をさせていただいております。今回、資料のほう及び説明の中では申し上げておりませんでしたけれども、調整池につきましては50年計算を行っております。

こちらの資料等については後で地元農業委員さんのほうとちょっとお話をさせていただきたいと思っております。地元のほうに流量計算書等がついているか、いないかというのがちょっと今

の段階でわかりませんでしたので、農業委員さんを通じてまた農家のほうにも情報提供できる分についてはお話をさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（ 君） ようございますか。ほかに何かないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） なければ採決取りたいと思いますが。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） それでは、採決取りたいと思います。番号13に対して賛成されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成です。ありがとうございます。原案どおり可決いたしました。

○議長（ 君） では、続きまして第3号議案農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について、事務局、説明をお願いいたします。

○農政係（ 君） 済いません、議案の朗読に入ります前に、今回、大変申しわけございません、28ページのほうが抜けてるかと思ひます。大変申しわけございません。本来、28ページに来るべきものが、平成29年の第何号かというのが記載されているページがあるかと思ひますけれども、今回、そちらが抜けておひまして、今回、平成29年の第4号となりますので、大変申しわけございませんけれどもよろしくおひしいたします。

それでは、朗読に入ります。

〔議案朗読〕

○農政係（ 君） それでは、第3号議案について御説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならないとなっておりますことから、今回、議案上程いたしました。

先ほどもお伝えしたとおり、今回、平成29年度の第4号となります。新規で3件の利用権設定の申し出があつており、うち2件が解除条件付の設定となっております。

それでは、29ページをお願いいたします。整理番号11、貸し手、
、古賀市小山田在住。借り手、
、古賀市小山田在住。利用権設定をする土地は川原の字五毛の田んぼ4筆、合計3,390平米です。平成29年1月1日から平成38年12月末まで10年間の貸し借りとなっております。借り手の営農状況及び利用権設定の内容については、29ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号12、貸し手、
、古賀市中央在住、借り手、
、古賀

市天神在住、利用権設定をする土地は今在家の字源蔵町の畑1筆1,151平米のうち400平米です。平成29年6月15日から平成29年12月末まで1年間の解除条件付の貸し借りとなっております。整理番号12において借り手が家庭菜園で利用されることを希望され、どのくらい継続して耕作できるかわからないことから、常時農業に従事できないと判断し、解除条件付の設定としております。

解除条件を記載した誓約書の提出がっておりますので、読み上げます。

今般、下記物件に対し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定を行うに当たり、農地の受け手として下記の事項を忠実に履行することを誓約いたします。1、当該地について。周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じさせないように、適正に利用します。2、地元水利組合との話し合いには必ず参加し、他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的な農業経営を行います。3、当該土地の利用について、毎事業年度の所要時に古賀市が定める様式により報告します。4、上記に違反した場合は、農地の貸し手による契約の解除及び古賀市による勧告に従います。平成29年6月16日、XXXXXXXXXX。

以上、借り手の営農状況及び利用権設定の内容については30ページの記載のとおりとなっております。

続きまして、整理番号13、貸し手、XXXXXXXXXX、古賀市中央在住、借り手、XXXXXXXXXX、古賀市中央在住、利用権設定をする土地は今在家の字源蔵町の畑1筆1,151平米のうち751平米です。平成29年6月15日から平成29年12月末まで1年間の解除条件付の貸し借りとなっております。整理番号13において借り手が家庭菜園で利用されることを希望され、どのくらい継続して耕作できるかわからないことから、常時農業に従事できないと判断し、解除条件付の設定としております。解除条件を記載した誓約書の提出がっておりますので、読み上げさせていただきます。

今般、下記物件に対し、農業経営基盤強化促進法による利用権設定を行うに当たり、農地の受け手として下記の事項を忠実に履行することを誓約いたします。1、当該地について。周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じさせないように、適正に利用します。2、地元水利組合との話し合いには必ず参加し、他の農業者との適切な役割分担のもとに継続的かつ安定的な農業経営を行います。3、当該土地の利用について、毎事業年度の終了時に古賀市が定める様式により報告します。4、上記に違反した場合には、農地の貸し手による契約の解除及び古賀市による勧告に従います。平成29年6月22日、XXXXXXXXXX。

借り手の営農状況及び利用権設定の内容については31ページの記載のとおりとなっております。また、整理番号13において貸し手と借り手の住所が一緒になっておりますが、こちらXXXXXXXXXX様の奥さんの妹さんがXXXXXXXXXXさんに当たりまして、このXXXXXXXXXXとXXXXXXXXXXさんは一緒に暮らし

ておりますことから、住所が一緒になっております。

以上、新規の利用権設定について全て地元農業委員の署名捺印をいただいていることから、申請受理しております。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（ 君） ありがとうございます。何か3号議案について御質問あれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようでしたら、採決取りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） では、3号議案に対して承認されます方は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成。原案どおり可決いたしました。

.....

○議長（ 君） 続きまして、第4号議案農地移動適正化あっせん事業によるあっせん委員の指名について。

事務局、説明をお願いいたします。

〔議案朗読〕

○係（ 君） それでは、4号議案のあっせん事業の番号4についてでございます。

今回、こちらあっせんの申し出があったものでございますが、こちらのまず位置図について御説明をさせていただきますので、33ページをごらんください。

ちょっと場所がわかりにくかったので、非常に広域になっておりますけれども、今在家区の公民館、こちらの南西に位置します斜線部1筆でございます。今回、指名をさせていただきます校区代表の農業委員さんの 委員、また今在家区の 委員におかれましては、あっせんでございます、どうぞ御協力のほどよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（ 君） ありがとうございます。4号議案について何かあれば。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（ 君） ないようですので、 委員、 委員、大変でございましょうけど、よろしく申し上げます。

では、採決取りたいと思います。4号議案、番号4に対して賛成されます方は挙手でお願いいたします。

〔賛成者挙手17/17名〕

○議長（ 君） 全員賛成。ありがとうございます。原案どおり可決いたしました。

議案はこれで終わります。

午後4時30分閉会
